

感染症が発生した際の出席停止について

—出席停止の範囲—

- 下記の感染症にかかった場合は、本人の健康回復と周囲への感染防止のため、学校保健安全法の規定により、医師が感染のおそれがないと認めるまでの期間、出席停止となります。
- 診断を受けた場合は、すみやかに学校に連絡してください。

区分	対 象 疾 患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎*その他の感染症 *その他の感染症（例：感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等で出席停止が必要と判断したもの）	医師において感染のおそれがないと認めるまで

—登校時の注意—

- 上記の感染症と診断された場合は、必ず医師に登校の目安を確認してください。
- 登校の際は「病欠届」が必要です。（個人的な判断では登校できないので注意してください。）
- 学校のホームページから「病欠届」の用紙をダウンロードするか、保健室で受け取り、保護者に記入・押印してもらい、提出してください。
- 添付書類として、医療機関受診時の領収書（写）または薬剤指示書（写）が必要です。
- 定期試験の欠席については、医療機関発行の診断書を提出してください。

—インフルエンザの出席停止期間—

- 医師の指示が優先されますが、登校の目安として「インフルエンザ出席停止期間早見表」を参考にしてください。